

てきたが、昭和58年度において54市町村で23か所の設置にとどまっております。地域的にも偏っている状況にある(表3-3-4)。また、設備や職員体制も十分とは言えない。

したがって、今後は、視聴覚ライブラリーの設置を図るとともに、教材等設備の充実と職員の専任化を促進する必要がある。

表3-3-4 視聴覚ライブラリーの設置状況

(単位：か所)

設置根拠	地域	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	計
条 例		0	2	1	5	1	0	1	10
協 議 会		1	3	1	0	0	1	0	6
そ の 他		0	0	1	4	0	2	0	7
計		1	5	3	9	1	3	1	23

注：1. 「社会教育統計要覧」(昭58)による。
 2. 設置数には、県視聴覚ライブラリーを含まない。
 3. その他は、条例、協議会以外の任意のものである。

施策の基本方向

1 県立社会教育施設の整備充実

(1) 図書館

多様化し、高度化している県民の学習要求に対応するため、県立図書館の情報センター及び図書館のための図書館としての機能を拡充するとともに、図書館未設置地域の県民に対する図書館奉仕活動の充実を努める。

(2) 青少年教育施設

青少年教育活動の充実を図るため、県内の青少年教育施設の設置状況を考慮し、少年自然の家未設置地区への設置を検討する。

(3) 視聴覚ライブラリー

新しい情報機器の利用による学習方法の改善を図り、視聴覚教育の技術開発を行うため、生涯教育センターの設置の検討とあいまって、県視聴覚ライブラリーの整備充実を図るとともに、市町村視聴覚ライブラリーのセンターとしての機能の充実を努める。

2 市町村立社会教育施設の整備充実

(1) 公民館

「公民館の設置及び運営に関する基準」を踏まえ、地域における生涯教育の中心施設にふさわしい公民館の整備充実を促進する。

図書館設置の計画目標

(単位：市町村)

年 度	58	65	70
図書館設置市町村数	12	17	20

注：昭和58年度は実績値で、「社会教育統計要覧」(昭58)による。

(2) 図書館

図書館の未設置町村における設置を図るとともに市町村立図書館及び公民館図書室などの奉仕活動の計画的、継続的な充実を促進する。